

社会福祉主事任用資格

社会福祉主事任用資格について

社会福祉主事任用資格とは、生活上の困難に直面している人や、障害があるために支援を必要とする人々のニーズを把握し、支援や援助の方法に関する情報の提供と関係組織・機関への連絡や調整を行う際に必要な資格です。

本来、各地方自治体の福祉事務所などに従事する公務員（ケースワーカーなど）に任用される際に必要とされる、行政が定めた資格基準ですが、その他に、一部の福祉施設の相談員や指導員、社会福祉協議会などの職員募集の際に、資格として準用されることがあります。

任用資格を有することによって活躍できる職場・職種には、福祉事務所や児童相談所のケースワーカー、老人福祉施設や身体障害者施設の指導員、社会福祉協議会の福祉活動専門員などがあります。

単位の修得について

本学で社会福祉主事任用資格を取得するためには、次の厚生労働省が指定した科目から 3科目以上の単位を修得しなければなりません。厚生労働省が指定した科目名と、本学の授業科目名が異なる場合がありますので、次の表で確認してください。

厚生労働省が指定した科目	開講所属	本学の授業科目名	備考
社会福祉概論	文学部	社会福祉概論	
社会福祉事業史	文学部	社会福祉事業史	
社会福祉調査論	文学部	社会調査の方法	
老人福祉論	成蹊教養カリ	高齢者福祉論	
地域福祉論	成蹊教養カリ	地域福祉論	
社会保障論	経済学部	社会保障論 A 社会保障論 B	社会保障論 A・B 両方の単位又は社会保障法の単位を修得する必要があります。
	法学部	社会保障法	
行政法	法学部	行政法 I 行政法 II	I・II 両方の単位を修得する必要があります。
経済学	法学部	経済法	
社会政策	経済学部	労働経済学	
社会学	文学部	社会学入門	どちらか 1 つの単位を修得してください。
	経済学部	社会学	
教育学	成蹊教養カリ	教育原理	

他学部の科目を履修する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科科目履修願」を提出し、履修を許可されなければなりません。提出期間等の日程については、『年度始め行事日程』で確認してください。また、3月に社会福祉主事任用資格についてガイダンスを行います。希望者は、『年度始め行事日程』で詳細を確認の上、参加してください。

資格の認定について

上記の厚生労働省が指定した科目のうち、3科目以上の単位を修得し卒業すると、社会福祉主事任用資格を取得したことになります。社会福祉主事任用資格の任用条件を満たしているかについては成績証明書と卒業証明書によって証明されます。(上記科目のみの単位修得証明書は発行していません。)